旧	新
LESSAR 使用許諾特約 この「LESSAR 使用許諾特約」（以下「本特約」といいます。）は、下記のクラウドサーカス　ソフトウェア使用許諾共通約款（以下、「本共通約款」といいます。）の特約として、本共通約款とともに、本ソフトウェア（第 1 条(1)号にて定義されます。）の使用許諾契約（以下「本契約」といいます。）の契約条件を定めることを目的としています。 記 （本共通約款の URL:https://cloudcircus.jp/dcms_media/other/software_common.pdf） 以上 第 1 条（定義） 本特約において使用される用語の定義は、次の各号のとおりとします。 (1)「本ソフトウェア」 PC、スマートフォン、又はタブレット端末のカメラで画像を読み込んだときに、読み込んだ現実の画像上にお申込者の設定したコンテンツを表示させる機能を有するクラウド型のソフトウェアであって、「LESSAR」の名称でクラウドサーカス株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するものをいいます。本ソフトウェアを使用することで、サイト訪問者は、アプリをインストールすることなく、ブラウザ上で AR コンテンツを閲覧することができます。 (2)「AR マーカー」	LESSAR 使用許諾特約 この「LESSAR 使用許諾特約」（以下「本特約」といいます。）は、下記のクラウドサーカス　ソフトウェア使用許諾共通約款（以下、「本共通約款」といいます。）の特約として、本共通約款とともに、本ソフトウェア（第 1 条(1)号にて定義されます。）の使用許諾契約（以下「本契約」といいます。）の契約条件を定めることを目的としています。 記 （本共通約款の URL:https://cloudcircus.jp/dcms_media/other/software_common.pdf） 以上 第 1 条（定義） 本特約において使用される用語の定義は、次の各号のとおりとします。 (1)「本ソフトウェア」 PC、スマートフォン、又はタブレット端末のカメラで撮影した現実空間又は実在する物体等の画像上に、お申込者が設定したコンテンツを表示させる機能を有するクラウド型のソフトウェアであって、「LESSAR」の名称でクラウドサーカス株式会社（以下「当社」といいます。）から提供されるものをいいます。本ソフトウェアを使用することで、サイト訪問者は、アプリをインストールすることなく、ブラウザ上で AR コンテンツを閲覧することができます。 (2)「AR マーカー」

旧	新
本ソフトウェアの画像認識ルーチンに認識させるための標識となる画像をいいます。 (3)「AR コンテンツ」 本ソフトウェアにより AR マーカーと関連する情報として表示される 3DCG や動画等のコンテンツのことをいいます。 (4)「サイト訪問者」とは、お申込者の運営又は管理する Web サイトを訪問した者をいいます。 (5)「AR スタンプラリー」 サイト訪問者が AR コンテンツを閲覧してスタンプを獲得することにより、懸賞等に応募できる企画をいいます。 (6)「応募情報」とは、サイト訪問者が AR スタンプラリーに応募する際に応募フォームに入力する氏名、郵便番号、及び住所等の個人情報をいいます。	本ソフトウェアの画像認識ルーチンに認識させるための標識となる画像をいいます。 (3)「AR コンテンツ」 本ソフトウェアにより AR マーカーと関連する情報として表示される 3DCG や動画等のコンテンツのことをいいます。 (4)「サイト訪問者」とは、お申込者の運営又は管理する Web サイトを訪問した者をいいます。 (5)「AR スタンプラリー」 サイト訪問者が AR コンテンツを閲覧してスタンプを獲得することにより、懸賞等に応募できる企画をいいます。 (6)「応募情報」とは、サイト訪問者が AR スタンプラリーに応募する際に応募フォームに入力する氏名、郵便番号、及び住所等の個人情報をいいます。
第 2 条（AR マーカーの画像認識精度） 1.お申込者は、特徴点が明確であり、且つ、既に本ソフトウェアに登録された他の AR マーカーと類似しない AR マーカーを使用するよう努めるものとします。 2.当社は、お申込者の登録した AR マーカーが本ソフトウェアで、より正確に認識されるよう商業的に合理的な範囲で精度の向上に努めるものとしますが、お申込者の登録した AR マーカーの特徴点を完全に認識して完全に正確な結果を表示することまでを保証するものではありません。 3.お申込者は、AR マーカーが掲載された印刷物を発注するにあたり、試し刷	第 2 条（AR マーカーの画像認識精度） 1.お申込者は、特徴点が明確であり、且つ、既に本ソフトウェアに登録された他の AR マーカーと類似しない AR マーカーを使用するよう努めるものとします。 2.当社は、お申込者の登録した AR マーカーが本ソフトウェアで、より正確に認識されるよう商業的に合理的な範囲で精度の向上に努めるものとしますが、お申込者の登録した AR マーカーの特徴点を完全に認識して完全に正確な結果を表示することまでを保証するものではありません。 3.お申込者は、AR マーカーが掲載された印刷物を発注するにあたり、試し刷

旧	新
りに印刷されたARマーカーを読み込むことにより当該ARマーカーが正しく認識されて正確な結果が表示されるか確認するものとします。 第3条（免責） 1.以下の各号に例示される事由等が原因で、本ソフトウェアがARマーカーを認識せずにARコンテンツが表示されない、読み込んだARマーカーを他のARマーカーとして認識する又は本ソフトウェアの動作が遅くなる等の事象が生じて、お申込者に損害が発生した場合においても、当社は、お申込者に対して一切の損害賠償責任を負わないものとします。 (1)色相もしくは濃淡のコントラスト、又は画像内の境界線があいまいなARマーカーを使用したとき。 (2)前号の他、特徴点が少ないもしくは明確でない、サイズが小さい又は他のARマーカーと特徴点が類似しているARマーカーを使用したとき。 (3)破損しているARマーカーを使用したとき。 (4)光を反射しやすい素材に印刷されたARマーカーを使用したとき。 (5)インターネットの通信環境又は電波状況が良好でないとき。 (6)当社の指定外のモバイルデバイスを使用したとき。 (7)暗い場所又は極端に明るい場所でARマーカーの読み込みを行ったとき。 2.前項の場合、お申込者は月額費用等の免除を受けることができないものとします。 3.ARコンテンツ、ARマーカー又はARスタンプラリーに関連して、お申込	りに印刷されたARマーカーを読み込んで、当該ARマーカーが正しく認識され正確な結果が表示されるか確認するものとします。 第3条（免責） 1.以下の各号に例示される事由等が原因で、本ソフトウェアがARマーカーを認識せずにARコンテンツが表示されない、読み込んだARマーカーを他のARマーカーとして認識する又は本ソフトウェアの動作が遅くなる等の事象が生じて、お申込者に損害が発生した場合においても、当社は、お申込者に対して一切の損害賠償責任を負わないものとします。 (1)色相もしくは濃淡のコントラスト、又は画像内の境界線があいまいなARマーカーを使用したとき。 (2)前号の他、特徴点が少ないもしくは明確でない、サイズが小さい又は他のARマーカーと特徴点が類似しているARマーカーを使用したとき。 (3)破損しているARマーカーを使用したとき。 (4)光を反射しやすい素材に印刷されたARマーカーを使用したとき。 (5)インターネットの通信環境又は電波状況が良好でないとき。 (6)当社の指定外のモバイルデバイスを使用したとき。 (7)暗い場所又は極端に明るい場所でARマーカーの読み込みを行ったとき。 2.前項の場合、お申込者は月額費用等の免除を受けることができないものとします。 3.ARコンテンツ、ARマーカー又はARスタンプラリーに関連して、お申込

旧	新
者とサイト訪問者との間で生じた紛争は、お申込者が責任をもって解決するものとし、当社は、当社の故意又は重過失の場合を除き、責任を負わないものとします。 第 4 条（AR スタンプラリーに関する特約） 1.お申込者は、AR スタンプラリー機能を有する本ソフトウェアを申し込んだ場合、サイト訪問者に対して AR スタンプラリーのスタンプを付与することができるものとします。 2.お申込者が、サイト訪問者の集めたスタンプに応じてプレゼントなどの特典をサイト訪問者に提供する場合は、景品表示法などの関連する法令を遵守するものとします。 3.お申込者が、AR スタンプラリーの機能を使用する場合は、原則として、スタンプをサイト訪問者に無償で付与するものとし、スタンプの対価をサイト訪問者から受領しないものとします。 4.前項の規定にかかわらず、お申込者がサイト訪問者から対価を得てスタンプを付与する場合は、決済資金法が適用される可能性があることを確認します。お申込者は、決済資金法が適用される場合は、同法を遵守するものとします。 第 5 条（サイト訪問者の情報の取扱いについて） 1.お申込者は、サイト訪問者の情報の取り扱いに関するプライバシーポリシー（以下「お申込者プライバシーポリシー」といいます）を作成して、AR コンテンツを表示させる WEB サイトへの入り口となるサイト等にあら	者とサイト訪問者との間で生じた紛争は、お申込者が責任をもって解決するものとし、当社は、当社の故意又は重過失の場合を除き、責任を負わないものとします。 第 4 条（AR スタンプラリーに関する特約） 1.お申込者は、AR スタンプラリー機能を有する本ソフトウェアを申し込んだ場合、サイト訪問者に対して AR スタンプラリーのスタンプを付与することができるものとします。 2.お申込者が、サイト訪問者の集めたスタンプに応じてプレゼントなどの特典をサイト訪問者に提供する場合は、景品表示法などの関連する法令を遵守するものとします。 3.お申込者が、AR スタンプラリーの機能を使用する場合は、原則として、スタンプをサイト訪問者に無償で付与するものとし、スタンプの対価をサイト訪問者から受領しないものとします。 4.前項の規定にかかわらず、お申込者がサイト訪問者から対価を得てスタンプを付与する場合は、決済資金法が適用される可能性があることを確認します。お申込者は、決済資金法が適用される場合は、同法を遵守するものとします。 第 5 条 （プライバシーポリシーの表示）

旧	新
かじめ掲載し、公表するものとします。 2.お申込者は、お申込者プライバシーポリシーに、以下の各号を明記するものとします。 (1)サイト訪問者がデバイスの位置情報をオンにして、AR コンテンツを閲覧・視聴したときは、お申込者及び当社がサイト訪問者の位置情報を取得すること。 (2)サイト訪問者が応募情報を入力・送信したときは、お申込者及び当社が応募情報を取得すること。 (3)お申込者がサイト訪問者の位置情報及び応募情報を取得した場合、取得したこれらの情報の利用目的 (4)当社がサイト訪問者の位置情報及び応募情報を取得した場合、取得したこれらの情報の利用目的 (5)当社がお申込者プライバシーポリシーに掲載するよう指定したその他の事項 3.お申込者は、あらかじめ本ソフトウェアにお申込者プライバシーポリシー登録するものとします。 4.当社の LESSAR プライバシーポリシー及び前項の規定に基づき登録されたお申込者プライバシーポリシーは、応募情報の入力時に、応募フォームに表示されます。サイト訪問者がこれらに同意しないときは、本ソフトウェアは応募情報を取得しません。 5.お申込者及び当社は、法令等に定めがある場合を除き、サイト訪問者の位置情報及び応募情報を本人の同意なしに利用目的以外に利用することができないものとします。	1. お申込者が、AR スタンプラリー機能を利用するときは、サイト訪問者の情報の取り扱いに関するお申込者のプライバシーポリシーを作成して、あらかじめ本ソフトウェアに登録するものとします。 2.当社の LESSAR プライバシーポリシー及び前項の規定に基づき登録されたお申込者のプライバシーポリシーは、AR スタンプラリーの応募フォーム上に表示されます。サイト訪問者がこれらに同意しないときは、当社は、本ソフトウェアは応募情報を取得しません。 3.お申込者及び当社は、法令等に定めがある場合を除き、サイト訪問者の応募情報を本人の同意なしに利用目的以外に利用することができないものとします。

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr>
<td>
第 6 条

（本ソフトウェアの自社使用及び AR コンテンツの第三者提供）
1.本ソフトウェアは、下表のとおり自社使用専用型、シングルコンテンツプロバイダー型又はマルチコンテンツプロバイダー型に分類されます。
<table>
<tr><th></th><th>自社使用専用型</th><th>シングルコンテンツプロバイダー型</th><th>マルチコンテンツプロバイダー型</th></tr>
<tr><td>本ソフトウェ</td><td>・LESS</td><td>・LESSA</td><td>・ LESSAR Light</td></tr>
</table>
</td>
<td>
第 6 条（位置情報）
1. お申込者が本ソフトウェアの機能を利用して取得したサイト訪問者の位置情報は、当社に外部送信されます。
2. 当社は、お申込者から外部送信されたサイト訪問者の位置情報を以下の各号の目的に限り利用することができます。当社は、サイト訪問者の位置情報を他の情報と組み合わせて個人を識別することができるようにすることはありません。
(1)製品の開発、機能改善及びサービスの品質向上に向けた各種分析
(2)サイト訪問者の興味・関心の分析
(3)契約の履行
(4)産学協働研究

第 7 条（本ソフトウェアの自社使用及び AR コンテンツの第三者提供）
1.本ソフトウェアは、下表のとおり自社使用専用型、シングルコンテンツプロバイダー型又はマルチコンテンツプロバイダー型に分類されます。
<table>
<tr><th></th><th>自社使用専用型</th><th>シングルコンテンツプロバイダー型</th><th>マルチコンテンツプロバイダー型</th></tr>
<tr><td>本ソフトウェ</td><td>・LESS</td><td>・LESSA</td><td>・ LESSAR Light</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

旧				新			
アの種類	AR Free	R Entry ・LESSAR Standard ・LESSAR Suite ・LESSAR Premium ・LESSAR Enterprise ・LESSARCross ・	・LESSAR Limited ・LESSAR(Cloud CIRCUSfor Creative Entry) ・LESSAR(Cloud CIRCUSfor Creative Light) ・LESSAR(Cloud CIRCUSfor CreativeStandard) ・LESSAR (Cloud CIRCUS for	アの種類	AR Free	R Entry ・LESSAR Standard ・LESSAR Suite ・LESSAR Premium ・LESSAR Enterprise ・LESSARCross ・	・LESSAR Limited ・LESSAR(Cloud CIRCUSfor Creative Entry) ・LESSAR(Cloud CIRCUSfor Creative Light) ・LESSAR(Cloud CIRCUSfor CreativeStandard) ・LESSAR (Cloud CIRCUS for

旧				新			
		LESSAR(COCOARCross)	Creative Trial) ・ LESSAR (Cloud CIRCUS for Creative Basic) ・ LESSAR (Cloud CIRCUS for Creative Pro) ・ LESSAR Pro ・ LESSAR Creative			LESSAR(COCOARCross)	Creative Trial) ・ LESSAR (Cloud CIRCUS for Creative Basic) ・ LESSAR (Cloud CIRCUS for Creative Pro) ・ LESSAR Pro ・ LESSAR Creative
自社使用※	可	条件付き可	可	自社使用※	可	条件付き可	可
AR コンテンツの第	不可	1 社に限り可	何社でも可	AR コンテンツの第	不可	1 社に限り可	何社でも可

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>三者提供※</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
※「自社使用」とは、お申込者が、自身の社内向けに又は自身のマーケティング活動のために本ソフトウェアを使用することをいいます。
※「AR 機能の第三者提供」とは、お申込者が、第三者のために AR コンテンツ及び AR マーカーを本ソフトウェアに登録して、当該第三者に本ソフトウェアの機能を提供することをいいます。
2.シングルコンテンツプロバイダー型のお申込者には、次の各号の規定が適用されます。
(1)お申込者は、本ソフトウェアの申込書に記載した 1 社に限り AR 機能の第三者提供を行うことができます。
(2)お申込者が、AR 機能の第三者提供を行ったときは、本ソフトウェアを自社使用することができません。
(3)お申込者が、AR 機能の提供先を変更するときは、事前に当社所定の書面により当社に申請を行い、当社から承諾を得なければなりません。

3.マルチコンテンツプロバイダー型のお申込者は、AR 機能の第三者提供を、提供先の社数制限なく行うことができ、第三者提供を行った場合であっても、本ソフトウェアを自社使用することができます。
4.お申込者が AR 機能の第三者提供を行ったときは、第 5 条（AR アプリのユーザ情報の取扱いについて）に規定されるお申込者の義務と同等の義務を当該第三者に課すものとします。
</td><td>
<table>
<tr><td>三者提供※</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
※「自社使用」とは、お申込者が、自身の社内向けに又は自身のマーケティング活動のために本ソフトウェアを使用することをいいます。
※「AR 機能の第三者提供」とは、お申込者が、第三者のために AR コンテンツ及び AR マーカーを本ソフトウェアに登録して、当該第三者に本ソフトウェアの機能を提供することをいいます。
2.シングルコンテンツプロバイダー型のお申込者には、次の各号の規定が適用されます。
(1)お申込者は、本ソフトウェアの申込書に記載した 1 社に限り AR 機能の第三者提供を行うことができます。
(2)お申込者が、AR 機能の第三者提供を行ったときは、本ソフトウェアを自社使用することができません。
(3)お申込者が、AR 機能の提供先を変更するときは、事前に当社所定の書面により当社に申請を行い、当社から承諾を得なければなりません。
3.マルチコンテンツプロバイダー型のお申込者は、AR 機能の第三者提供を、提供先の社数制限なく行うことができ、第三者提供を行った場合であっても、本ソフトウェアを自社使用することができます。
4.お申込者が AR 機能の第三者提供を行ったときは、第 5 条（プライバシーポリシーの表示）に規定されるお申込者の義務と同等の義務を当該第三者に課すものとします。
</td></tr>
</table>

旧	新
第 7 条（LESSARCross 及び COCOAR オプション） LESSARCross 又は COCOAR の使用許諾を含むオプションのお申込者は、当社が指定する COCOAR の機能を使用することができるものとします。お申込者は、COCOAR を使用する場合、COCOAR 使用許諾特約(https://cloudcircus.jp/dcms_media/other/COCOAR_terms.pdf)に同意するものとします。 以上 クラウドサーカス株式会社 2018 年 10 月 2 日施行 2019 年 5 月 17 日改訂 2020 年 6 月 25 日改訂 2020 年 8 月 4 日改訂 2020 年 9 月 22 日改訂 2020 年 10 月 21 日改訂 2020 年 11 月 25 日改訂 2021 年 4 月 5 日改訂 2021 年 7 月 1 日改訂 2022 年 3 月 28 日改訂	第 8 条（LESSARCross 及び COCOAR オプション） LESSARCross 又は COCOAR の使用許諾を含むオプションのお申込者は、当社が指定する COCOAR の機能を使用することができるものとします。お申込者は、COCOAR を使用する場合、COCOAR 使用許諾特約(https://cloudcircus.jp/dcms_media/other/COCOAR_terms.pdf)に同意するものとします。 以上 クラウドサーカス株式会社 2018 年 10 月 2 日施行 2019 年 5 月 17 日改訂 2020 年 6 月 25 日改訂 2020 年 8 月 4 日改訂 2020 年 9 月 22 日改訂 2020 年 10 月 21 日改訂 2020 年 11 月 25 日改訂 2021 年 4 月 5 日改訂 2021 年 7 月 1 日改訂 2022 年 3 月 28 日改訂

旧	新
2022年3月29日改訂 2022年4月28日改訂 2023年7月4日改訂	2022年3月29日改訂 2022年4月28日改訂 2023年7月4日改訂 2024年1月26日改訂